

第5章 環境配慮行動指針

この計画が掲げる基本目標及び個別目標を達成するため、町は、第4章で示した環境保全施策等を実施し、町民、事業者及び一時滞在者は、自らが積極的に環境に配慮した行動をとるとともに、町が実施する環境保全施策等に協力することが必要となります。

このことから、町民、事業者、一時滞在者の環境配慮行動指針を次のように示します。

第1節 町民の環境配慮行動指針

生活型公害や廃棄物の処理などの環境問題は、いずれも町民の日常生活が大きく関わっています。

そして、この問題を改善していくためには、町民一人ひとりが、環境への負荷が少ないライフスタイルを確立し、行動することが大切になります。

ここに示す環境配慮行動指針は、日々の生活のなかで留意すべき項目であり、これを参考にした自主的な活動の実践を町民の皆さんに期待するものです。

<自然環境の保全>

- 森林の保全
 - ・ 森林の保全活動などに参加します。
 - ・ 山菜やきのこ採りをするときは、ごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。
- 農地の保全
 - ・ 農地の適正な維持管理に努めます。
 - ・ 耕作しない農地の有効利用に努めます。
- 水辺と水資源の保全
 - ・ 河川の環境保全活動に参加します。
 - ・ 釣りをするときは、ごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。
 - ・ 安全な水道水質を守るため、取水源の環境整備に努めます。

<生物多様性の保全>

- 野生動植物の保護
 - ・ アツモリソウ、ミズバショウなど、希少植物の保護に努めます。
 - ・ 大型猛禽類、モリアオガエルなど、希少動物の保護に努めます。

<生活環境の保全>

- 公害の防止
 - ・ ごみを野外焼却しません。

- ・ アイドリングストップ、エコドライブを心がけます。
- ・ 低排出ガス車、低公害車を積極的に購入・利用します。
- ・ 側溝や排水路を常に管理します。
- ・ ペットの鳴き声などは、周囲に迷惑をかけないように配慮します。
- 汚水の適正処理
 - ・ 廃食用油、残飯などを排水口に流しません。
 - ・ 洗剤は、環境にやさしいものを使用します。
 - ・ 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 放射性物質の対策
 - ・ 放射性物質の正しい知識を学び、その知識に基づき行動します。
 - ・ 食品の安全摂取に心がけ、自らの健康を守ります。

〈景観の保全〉

- 景観の保全
 - ・ 自然公園の環境整備を進めます。
 - ・ 町並み景観（蔵並等）の保全に協力します。
 - ・ 河川の環境保全活動に参加します。
 - ・ 公園などの清掃美化活動に参加します。
 - ・ ペットの汚物は、きちんと始末します。
 - ・ 屋外広告や案内板の維持管理に協力します。
- 歴史的・文化的環境の保全
 - ・ 歴史的・文化的な資産（神社仏閣・遺跡）の保全に協力します。
 - ・ 郷土芸能、伝承行事などの保存に努めます。
- 居住空間の創出
 - ・ 花いっぱい運動などの緑化保全活動に参加します。
 - ・ 自宅に花や樹木を植え、潤いのある景観づくりに努めます。
 - ・ 住宅を建築する際は、地域材を利用するように努めます。
 - ・ 住宅を建築する際は、周辺の景観との調和に配慮します。
 - ・ 自宅周辺の粗大ごみを片付けます。
 - ・ 自宅周辺の草刈り、草取り、木の枝切りに努めます。
- 空き家対策の推進
 - ・ 空き家バンクへの登録など、空き家の増加防止に努めます。
 - ・ 景観を損なう特定空家等とならないよう、空き家の適正な管理に努めます。

〈循環型社会の形成〉

- ごみの減量化と3R運動の推進
 - ・ 量り売りや詰め替えのできる商品を購入します。
 - ・ 紙コップ、割り箸など、使い捨て商品の利用を控えます。
 - ・ 過剰な包装は断り、マイバッグ運動を実践します。
 - ・ 生ごみ処理容器により、その堆肥化利用に取り組みます。

- ・ 食べ残しによる食品ロスの削減に努めます。
 - ・ 資源古紙のリサイクルに取り組みます。
 - ・ 子ども会などが取り組む資源回収活動に協力します。
 - ・ 家電やパソコンは、法令に基づきリサイクル処理します。
 - ・ 小型家電は回収ボックスを活用し、リサイクルの促進に協力します。
 - ・ 牛乳パック、トレイなどは、商店などに設置されている分別回収ボックスに出します。
- 廃棄物の適正処理
 - ・ ごみを野外焼却しません。
 - ・ ごみは、正しく分別します。
 - ・ ごみをステーションに出すときは、時間や排出のルールを守ります。
 - ・ ごみを不法投棄しません。
 - ・ 不法投棄の監視摘発に協力します。
 - ・ 使用済み自動車は、法令に基づき、適正に処理します。

〈地球環境の保全〉

- 省エネルギーの推進
 - ・ 必要ない照明の消灯、冷暖房の適温設定、家電製品の使用時間を減らすなど、省エネルギー活動に取り組みます。
 - ・ 連続して入浴し、追いだきをしないようにします。
 - ・ 蛇口やシャワーから、水を出したままにしません。
 - ・ フロンガスを使用している家電製品は、定められた方法で適正に処理します。
 - ・ 低排出ガス車、低公害車を積極的に購入・利用します。
 - ・ 公共交通機関を積極的に利用します。
 - ・ アイドリングストップ、エコドライブを心がけます。
- 環境にやさしい製品の利用推進
 - ・ グリーン商品、エコマーク商品など、環境への負荷が少ない製品の利用に努めます。
 - ・ 空調機や照明器具等は、省エネルギー商品の使用を心がけます。

〈資源の有効活用〉

- 再生可能エネルギーの推進
 - ・ 木質バイオマスエネルギーの導入や利用に努めます。
 - ・ 太陽光などの再生可能エネルギーの導入に努めます。
 - ・ 新エネルギー・省エネルギー機器の設置に努めます。

〈環境学習の推進〉

- 系統的な森林環境学習の推進
 - ・ 森林環境学習に関する講座やボランティア活動などに参加します。
 - ・ 本町の自然の魅力を町外に発信するよう心がけます。

- 多様な環境学習の推進
 - ・ 自然観察会などの環境に関する講座などに参加します。

〈住民参加の推進〉

- コミュニティによる環境保全活動の推進
 - ・ 森林の保全活動などに参加します。
 - ・ 河川の環境保全活動に参加します。
 - ・ 公園などの清掃美化活動に参加します。
 - ・ 花いっぱい運動などの緑化保全活動に参加します。
 - ・ 必要ない照明の消灯、冷暖房の適温設定、家電製品の使用時間を減らすなど、省エネルギー活動に取り組みます。
- こざっぱり条例の具現化
 - ・ 自宅周りの粗大ごみを片付けます。
 - ・ 自宅周りの草刈り、草取り、木の枝切を行います。
 - ・ 道路や河川の環境保全活動に参加します。
 - ・ 町並み蔵並などの景観の保全に協力します。
 - ・ 緑化保全活動に参加します。
 - ・ ごみや使用済自動車などの適正処理を行います。

第2節 事業者の環境配慮行動指針

事業活動にともなう環境への負荷は、その内容や規模の両面において、個人が及ぼす負荷より大きいと考えられます。

このことから、事業者には、地域社会の一員として、環境保全への積極的な働きかけが求められます。

ここに示す環境配慮行動指針は、事業活動を進めるうえで配慮すべき項目であり、これを参考にした自主的な活動の実践を事業者の皆さんに期待するものです。

〈全業種共通〉

- ・ 廃棄物の減量化、3R運動に取り組みます。
- ・ 事業活動にともない生じる廃棄物は、事業系廃棄物として適正に処理します。
- ・ 法令に適合した焼却炉以外での焼却行為は行ないません。
- ・ 産業廃棄物を自家処理、または処理委託する場合は、廃棄物管理票により、最終処分まで責任をもって管理します。
- ・ 事業活動にともない生じる排水は、適正に管理・処理します。
- ・ 事業活動にともない公害対策を講じる必要がある場合には、公害防止協定の締結に応じます。
- ・ 不必要な照明の消灯や冷暖房の適温設定など、職場をあげて省エネルギー活動に

取り組みます。

- ・ アイドリングストップ、エコドライブの徹底など、環境にやさしい運転を推進します。
- ・ 事業所内や周辺の清掃に行うとともに、花や樹木を植栽し環境美化に努めます。
- ・ 建築物の配置・形態、看板などの設置は、周辺の景観との調和に配慮します。
- ・ 職場内での環境学習を充実させ、従業員の環境保全意識の高揚に努めます。
- ・ 町が実施する環境保全事業に協力します。

〈農 業〉

- ・ 有機栽培、無農薬、減農薬、減化学肥料農業を推進します。
- ・ 農業用廃プラスチックなどの廃棄物は、適正に処理します。
- ・ 家畜排せつ物は、適正に管理し、また、その堆肥としての利用に取り組みます。
- ・ 農業用機械は、野外に放置しません。

〈林 業〉

- ・ 森林管理認証の加入に努めます。
- ・ 計画的な植栽を行い、森林資源の蓄積に努めます。
- ・ 下刈、枝打ち、除間伐などを励行し、計画的な森林管理に努めます。
- ・ 計画的な伐採により、水源かん養と土砂流出の防備に努めます。

〈建 設 業〉

- ・ 建設廃棄物は適正に処理し、また、その3R運動に取り組みます。
- ・ 設計・施工の各段階で、建設廃棄物の削減に努めます。
- ・ 工事などを実施する際は、環境に配慮した工法を選択し、また、環境を保全するために十分な対策を講じます。
- ・ 工事にともない発生する粉じん、汚濁水、騒音、振動などに十分な対策を講じます。
- ・ 環境汚染の原因となる化学物質を使用した材料は、できる限り使用しません。
- ・ 地元または県内産の木材や間伐材を利用するように努めます。
- ・ 資材置き場周辺の環境美化に努めます。

〈製 造 業〉

- ・ 廃棄物は適正に処理し、また、その3R運動に取り組みます。
- ・ 再生原料を使用した製品等、環境にやさしい商品の開発や製造に努めます。
- ・ リサイクルが容易な素材を使用した製品など、ごみの減量化や再資源化に適した商品の開発や製造に努めます。
- ・ 製品の梱包は簡易包装に努めるとともに、リサイクルが容易な材料を活用します。
- ・ 化学物質などの使用削減に努めるとともに、その保管や処理にあたっては、十分な対策を講じます。
- ・ 敷地周辺の環境美化に努めます。

〈廃棄物処理業〉

- ・ 廃棄物処理施設は、法、条例などにに基づき、適切な運転管理に努めます。
- ・ 事業活動にともない発生する大気汚染物質、汚濁水、悪臭、騒音、振動などに十分な対策を講じます。
- ・ 受け入れた廃棄物の3R運動に取り組みます。
- ・ 敷地周辺の環境美化に努めます。

〈小 売 業〉

- ・ 過剰な包装を自粛します。
- ・ マイバック運動を推進します。
- ・ 缶やビン、ダンボールの3R運動に取り組みます。
- ・ エコマーク商品など、環境への負荷が少ない製品の販売に努めます。
- ・ 牛乳パック、トレイなどの分別回収ボックスの設置に努めます。
- ・ 店舗周辺の環境美化に努めます。

〈飲食・旅館業など〉

- ・ 生ごみの発生を抑えるため、食材の効率的な利用を図ります。
- ・ 廃食用油、残飯などを排水口に流しません。
- ・ 洗剤は環境にやさしいものを使用し、最低限必要な量を使用します。
- ・ 缶やビン、ダンボールのリサイクル化に取り組みます。
- ・ 店舗周辺の環境美化に努めます。

〈運 輸 業〉

- ・ 従業員へのアイドリングストップ、エコドライブを徹底します。
- ・ 低排出ガス車、低公害車の導入に努めます。
- ・ 過積載しないよう注意します。

第3節 一時滞在者の環境配慮行動指針

本町の良好な環境を保全していくためには、町民や事業者のほか、観光客等の一時滞在者の行動も大切となります。

このことから、滞在者にも、町民と同じような環境保全への行動が求められます。

ここに示す環境配慮行動指針は、本町滞在時に留意すべき項目であり、これを参考にした自主的な活動の実践を一時滞在者の皆さんに期待するものです。

〈自然環境の保全〉

- ・ 滞在中のごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。

〈生態系の保全〉

- ・ アツモリソウ、ミズバショウなど、希少植物の保護に協力します。
- ・ 大型猛禽類、モリアオガエルなど、希少動物の保護に協力します。

〈景観の保全〉

- ・ 町並み景観（蔵並等）の保全に協力します。
- ・ ペットの汚物は、きちんと始末します。
- ・ 歴史的・文化的な資産（神社仏閣・遺跡）の保全に協力します。

〈循環型社会の形成〉

- ・ ごみの減量化や3R運動の推進に協力します
- ・ 食べ残しによる食品ロスの削減に努めます。
- ・ ごみを不法投棄しません。

〈地球環境の保全〉

- ・ アイドリングストップ、エコドライブを心がけます。